

土木工事の施工管理基準 及び規格値

新旧対照表

令和4年10月

大分県土木建築部

大分県農林水産部

- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表、出来形図、工程能力図及び同付表等に記録しておかなければならない。
- (5) 受注者は、側定値及び試験値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値を外れる場合は、受注者の負担でその原因を追求し、監督員と**協議**のうえ、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、出来形確認、中間検査及び完成検査に際して管理図表、出来形図表並びに工事用材等の品質証明書（正本）及び試験結果報告書（正本）等を監督員に**提出**しなければならない。
- (7) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
工程管理は、監督員に提出した**計画工程表**により工事の進捗を管理するものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、設計数値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し、別に定める「**出来形管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、工事着手前の状況、施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、材料の寸法及び品質、並びに安全管理状況及び工事中の災害状況を別に定める「**写真管理基準**」に基づき管理するものとする。
- (4) 品質管理
品質管理は、別に定める「**品質管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。

7. その他

- (1) 情報化施工
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。
- (2) 3次元データによる出来形管理
土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表、出来形図、工程能力図及び同付表等に記録しておかなければならない。
- (5) 受注者は、側定値及び試験値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値を外れる場合は、受注者の負担でその原因を追求し、監督員と**協議**のうえ、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、出来形確認、中間検査及び完成検査に際して管理図表、出来形図表並びに工事用材等の品質証明書（正本）及び試験結果報告書（正本）等を監督員に**提出**しなければならない。
- (7) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
工程管理は、監督員に提出した**計画工程表**により工事の進捗を管理するものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、設計数値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し、別に定める「**出来形管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、工事着手前の状況、施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、材料の寸法及び品質、並びに安全管理状況及び工事中の災害状況を別に定める「**写真管理基準**」に基づき管理するものとする。
- (4) 品質管理
品質管理は、別に定める「**品質管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。

7. その他

- (1) 情報化施工
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。
- (2) 3次元データによる出来形管理
ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。
また、農業農村整備工事のほ場整備工事並びに管水路工事のICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の規

現行【R3.10】

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編」多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

※「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

改訂【R4.10】

定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

※1 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

※2 「情報化施工技術の活用ガイドライン」については、農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/220812-2.pdf>

2. 出来形管理

令和4年10月

現行【R3.10】

【第3編 土工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカーポート工	プレキャストボックス工		2-16
				プレキャストパイプ工		2-16
		1	側溝工	側溝工		2-17
	2-3-29	2		場所打水路工		2-17
		3		暗渠工		2-17
				集水樹工		2-18
2-3-30			現場塗装工		2-18	
					2-18	
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19
				砕石基礎工		2-19
				割ぐり石基礎工		2-19
				均しコンクリート		2-19
						2-19
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-19
		2		プレキャスト		2-20
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-20
		1		鋼管杭		2-20
		2		H鋼杭		2-20
	2-4-5			鋼管パイロット杭		2-20
				場所打杭工		2-20
	2-4-6			深礎工		2-21
	2-4-7			オープンケーソン基礎工		2-21
	2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工		2-21
	2-4-9			鋼管矢板基礎工		2-22
	第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	
1				コンクリートブロック張		2-22
2				連筋ブロック張り		2-22
3			天端保護ブロック		2-23	
2-5-4			緑化ブロック工		2-23	
2-5-5			石積（張）工		2-23	
第6節 一般舗装工	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-24
		2		下層路盤工（面管理の場合）		2-24
		3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-25
		4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-25
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-26
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-26
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-27
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-27
		9		基層工		2-28
		10		基層工（面管理の場合）		2-28
		11		表層工		2-29
		12		表層工（面管理の場合）		2-29
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-30
		2		下層路盤工（面管理の場合）		2-30
		3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-31
		4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-31
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-32
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-32
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-33
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-33
		9		基層工		2-34
		10		基層工（面管理の場合）		2-34
		11		表層工		2-35
		12		表層工（面管理の場合）		2-35
	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-36
		2		下層路盤工（面管理の場合）		2-36
		3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-37

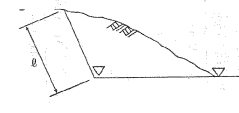
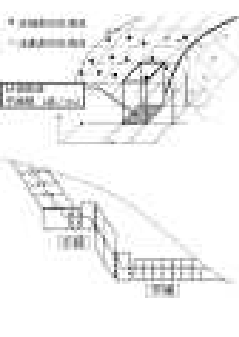
改訂【R4.10】

【第3編 土工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカーポート工	プレキャストボックス工		2-16	
				プレキャストパイプ工		2-16	
		1	側溝工	側溝工		2-17	
	2-3-29	2		場所打水路工		2-17	
		3		暗渠工		2-17	
				集水樹工		2-18	
2-3-30			現場塗装工		2-18		
					2-18		
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19	
				砕石基礎工		2-19	
				割ぐり石基礎工		2-19	
				均しコンクリート		2-19	
						2-19	
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-19	
		2		プレキャスト		2-20	
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-20	
		1		鋼管杭		2-20	
		2		H鋼杭		2-20	
	2-4-5			鋼管パイロット杭		2-20	
				場所打杭工		2-20	
	2-4-6			深礎工		2-21	
	2-4-7			オープンケーソン基礎工		2-21	
	2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工		2-21	
	2-4-9			鋼管矢板基礎工		2-22	
	第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22
1				コンクリートブロック張		2-22	
2				連筋ブロック張り		2-22	
3			天端保護ブロック		2-23		
2-5-4			緑化ブロック工		2-23		
2-5-5			石積（張）工		2-23		
第6節 一般舗装工	2-6-6	4	橋面防水工	シート系 新規設定床版 防水層		2-24	
		2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-25
			2		下層路盤工（面管理の場合）		2-25
			3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-26
	2-6-8	4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-26	
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-27	
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-27	
	2-6-9	7		加熱アスファルト安定処理工		2-28	
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-28	
		9		基層工		2-29	
		10		基層工（面管理の場合）		2-29	
		11		表層工		2-30	
		12		表層工（面管理の場合）		2-30	
		2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-31
			2		下層路盤工（面管理の場合）		2-31
			3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-32
		2-6-8	4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-32
5				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-33	
6				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-33	
2-6-8	7		加熱アスファルト安定処理工		2-34		
	8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-34		
	9		基層工		2-35		
2-6-8	10		基層工（面管理の場合）		2-35		
	11		表層工		2-36		
	12		表層工（面管理の場合）		2-36		
2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-37		
	2		下層路盤工（面管理の場合）		2-37		

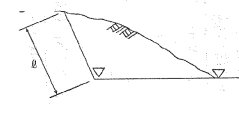
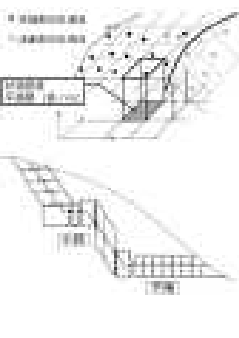
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の既定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。				
						幅					-100	
						法長 ℓ	ℓ < 5m				-200	
							ℓ ≥ 5m				法長-4%	
延 長 L		-200										
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

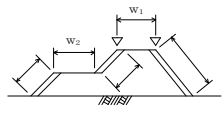
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の既定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。				
						幅					-100	
						法長 ℓ	ℓ < 5m				-200	
							ℓ ≥ 5m				法長-4%	
延 長 L		-200										
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

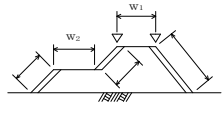
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川・海岸・砂防工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。				
						平場	標高較差				±50	+300 以下
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	+300 以下
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎、基準高は各法肩で測定。				
						法長	φ < 5m				-100	
							φ ≥ 5m				法長 -2%	
						幅 w ₁ , w ₂					-100	
						延 長 L					-200	

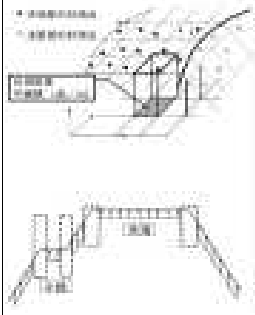
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。				
						平場	標高較差				±50	+300 以下
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	+300 以下
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。				
						法長	φ < 5m				-100	
							φ ≥ 5m				法長 -2%	
						幅 w ₁ , w ₂					-100	
						延 長 L					-200	

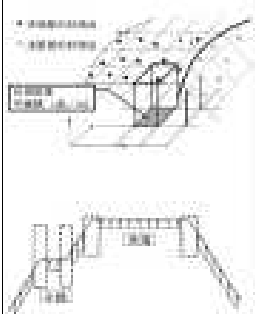
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差				-60	-170

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差				-60	-170

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 箇 所、200m 以下は 2 箇所、中央で測 定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅 w	-100			

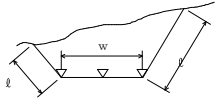

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 箇 所、200m 以下は 2 箇所、中央で測 定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅 w	-100			

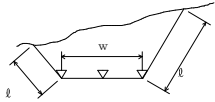
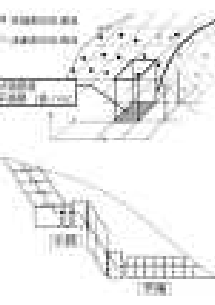
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$				-200	
							$\ell \geq 5\text{m}$				法長-4%	
						幅 w					-100	
						延長 L					-200	
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
						法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差				±70	±330

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$				-200	
							$\ell \geq 5\text{m}$				法長-4%	
						幅 w					-100	
						延長 L					-200	
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
						法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差				±70	±330

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 箇所単位のものについては道直構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%	
						幅 w ₁ , w ₂					-100	
					延 長 L	-200						
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190


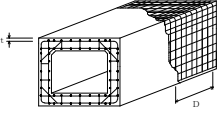
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては道直構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%	
						幅 w ₁ , w ₂					-100	
					延 長 L	-200						
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190

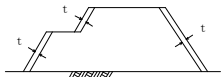
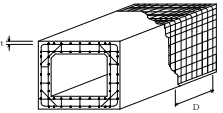
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		<p>（平均間隔） 1面当たり10本程度の間隔を測定する。測定箇所はスパン毎同じ位置とならないように測定する。</p> <p>（かぶり） 1当たり4箇所程度。同一鉄筋上での測定は行わない。</p>
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

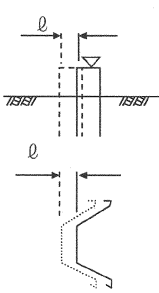
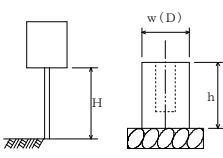
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		<p>（平均間隔） 1面当たり10本程度の間隔を測定する。測定箇所はスパン毎同じ位置とならないように測定する。</p> <p>（かぶり） 1当たり4箇所程度。同一鉄筋上での測定は行わない。</p>
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

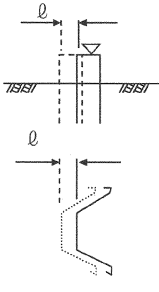
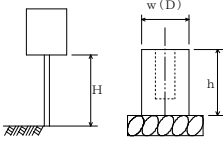
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 δ	100				
						延 長 L	-200				
3	2	3	5		緑石工 （緑石・アスカープ）	延 長 L	-200	1 箇所 / 1 施工箇所 ただし、3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 箇所 / 1 基 基礎 1 基毎			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高 さ h				-30
							根 入 れ 長				設計値以上

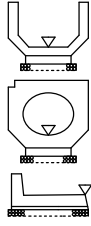
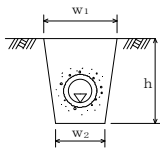
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所、延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 δ	100				
						延 長 L	-200				
3	2	3	5		緑石工 （緑石・アスカープ）	延 長 L	-200	1 箇所 / 1 施工箇所 ただし、3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 箇所 / 1 基 基礎 1 基毎			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高 さ h				-30
							根 入 れ 長				設計値以上

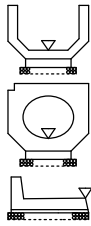
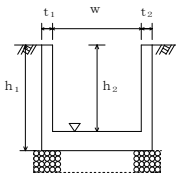
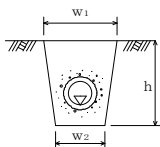
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長 L	-200			
3	2	3	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			

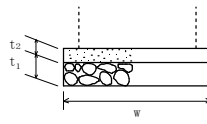
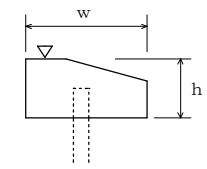
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長 L	-200			
3	2	3	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			

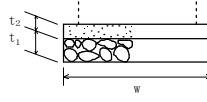
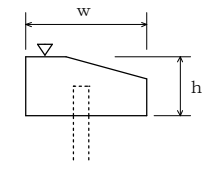
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位の物については適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

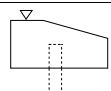
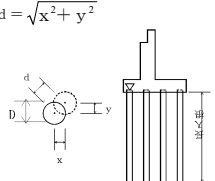
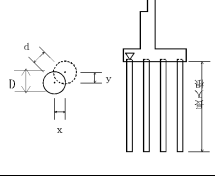
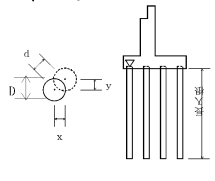
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 箇所単位の物については適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

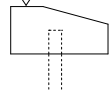
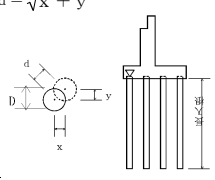
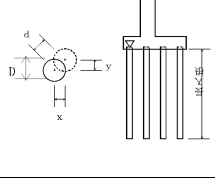
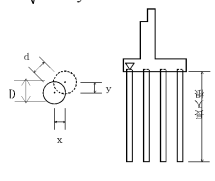
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	（設計径（公称径）-30）以上			

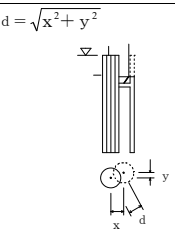
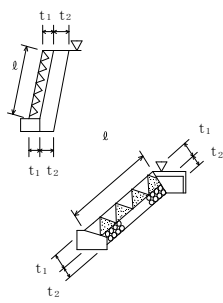
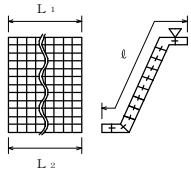
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	（設計径（公称径）-30）以上			

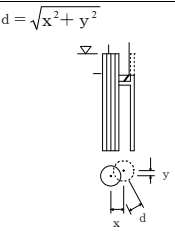
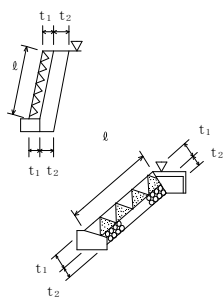
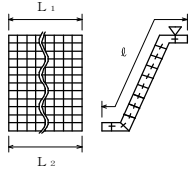
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック積張) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				

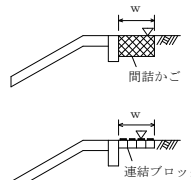
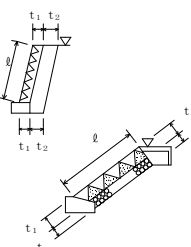
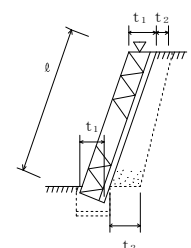
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック積張) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				

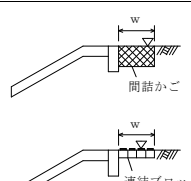
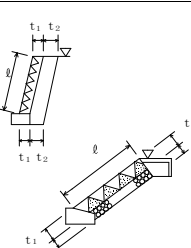
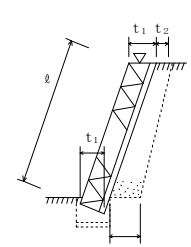
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5	石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5	石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長 L	-200				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土	2	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅 100 mm に対し、1 施工箇所 毎に目視と測定により全面を確認		

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に1箇所を掘り起こして測定。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50	-50	—	—			
							中心線偏心量	± 100						
							延長 L	- 200						
3	土木	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50	-50	—	—			
							中心線偏心量	± 100						
							延長 L	- 200						
3	土木	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000 m²未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。		

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値の平均(X) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値の平均(X) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						中心線偏心量	± 100						
					延長 L	- 200							
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						中心線偏心量	± 100						
					延長 L	- 200							
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、道路中心線 及び 端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が 1,000 m²未満 とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線（毎に 右、中、左、を交互に ）1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 3-2-6-8 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線（毎に 右、中、左、を交互に ）1箇所を掘り起こし測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 3-2-6-8 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所割とし、厚さは、1,000㎡に1個割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					(面管理の場合)								

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所割とし、厚さは、1,000㎡に1個割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。	
					(面管理の場合)								

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均						
								中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
					半たわみ性舗装工 (面管理の場合)									

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均						
								中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。		
					半たわみ性舗装工 (面管理の場合)									

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1箇所の割でコーアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持 工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 延長が100m未満の舗装、または維持 工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1箇所の割でコーアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持 工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持 工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m ² 未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互)に1箇所を掘り起こし測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互)に1箇所を掘り起こし測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

改訂【R4.10】

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
						厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15				
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10				
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15					

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。		
						厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15				
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10				
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15					

現行【R3.10】

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{X}_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に1箇所割で測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に1箇所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未済 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

改訂【R4.10】

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{X}_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に1ヶ所割で測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未済 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未済 とする。

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
					グースアスファルト舗装工 (面管理の場合)								

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。	
					グースアスファルト舗装工 (面管理の場合)								

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコーアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
						中心線偏心量	± 100						
				延長 L	- 200								
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) 1ヶ所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
						中心線偏心量	± 100						
				延長 L	- 200								
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				
						中心線偏心量	± 100						
						延長L	- 200						
3	2	6	12	4	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		
					(面管理の場合)								

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				
						中心線偏心量	± 100						
						延長L	- 200						
3	2	6	12	4	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。		
					(面管理の場合)								

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡ 未満。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長 40m 毎に1箇所の割で測定。 平穏性はコンクリート舗装要綱による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m 毎に両端の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 延長が100m未満の舗装、または 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25		-				
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
延長L			-200										
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、 1層あたり の施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、 表面及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは 施工面積が2,000㎡未満 。 延長が100m未満の舗装、または 維持工事においては、平坦性の項目を省略出来る。		
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
						延長L			-200				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 平穏性はコンクリート舗装要綱による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m 毎に両端の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 延長が100m未満の舗装、または 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25		-				
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
延長L			-200										
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、 1層あたり の施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または 維持工事においては、平坦性の項目を省略出来る。		
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
						延長L			-200				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満とする。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。	

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所の割で測る。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-35		-				
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の過熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満 。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						目地段差			±2				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割で測る。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-35		-				
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						平坦性	-		-				
						目地段差			±2				
						目地段差			±2				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に 1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m毎に 1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未済 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
						厚 さ	-15	-20	- 5				
幅	-50		-										
厚 さ	-9	-12	- 3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。								
幅	-25		-										

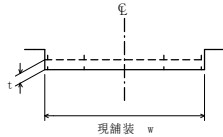
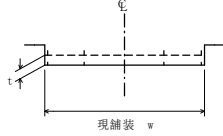
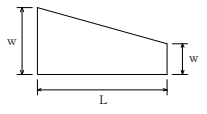
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未済 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
						厚 さ	-15	-20	- 5				
幅	-50		-										
厚 さ	-9	-12	- 3		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
幅	-25		-										

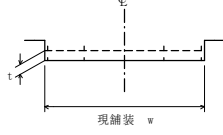
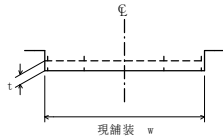
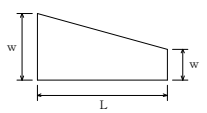
現行【R3.10】

単位：mm

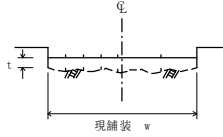
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(6測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路 幅 w	-50		各層毎 1箇所/1施工箇所		
							盤 延長 L	-100			
						工 厚さ t		該当工種			
							舗 幅 w	-25			
						設 延長 L		-100			
							工 厚さ t	該当工種			

改訂【R4.10】

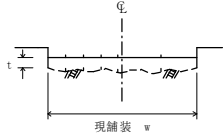
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(6測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路 幅 w	-50		各層毎 1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							盤 延長 L	-100			
						工 厚さ t		該当工種			
							舗 幅 w	-25			
						設 延長 L		-100			
							工 厚さ t	該当工種			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、延長 80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	- 3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、延長 80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	- 3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m毎に 1 箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

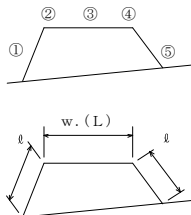
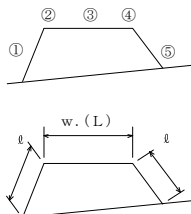
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

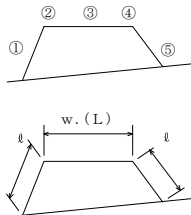
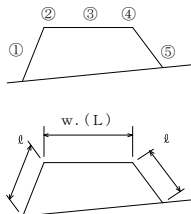
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1箇 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上) (ICT 施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案) 表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」に記載の全体改 良平面図を用いて、天端幅w、天端延 長Lを確認(実測は不要)。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上) (ICT 施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面図 を用いて、天端幅w、天端延長Lを確 認(実測は不要)。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理用要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m ² ~4,000 m ² につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ² 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理用要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m ² ~4,000 m ² につき1ヶ所、 または 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ² 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木	2	12	1	1	工 種 鑄造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切寸法を準用する。 ※5) 組立て後に測定		
								ボスの突起を基準にした孔位置のずれ				1以下
								≤1000mm				
								ボスの突起を基準にした孔位置のずれ				1.5以下
								>1000mm				
								アンカーボルト加工孔 用孔(鑄放し)	≤100mm			+3 -1
									>100mm			+4 -2
								孔の中心距離 ※1				JIS B 0403 -1995 CT13
								センターボス	ボスの直径			+0 -1
									ボスの高さ			+1 -0
								ボス ※5	ボスの直径			+0 -1
									ボスの高さ			+1 -1

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木	2	12	1	1	工 種 鑄造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切寸法を準用する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
								ボスの突起を基準にした孔位置のずれ				1以下
								≤1000mm				
								ボスの突起を基準にした孔位置のずれ				1.5以下
								>1000mm				
								アンカーボルト加工孔 用孔(鑄放し)	≤100mm			+3 -1
									>100mm			+4 -2
								孔の中心距離 ※1				JIS B 0403 -1995 CT13
								センターボス	ボスの直径			+0 -1
									ボスの高さ			+1 -0
								ボス ※5	ボスの直径			+0 -1
									ボスの高さ			+1 -1

(次頁に続く)

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木	2	12	1	1	工 場 製 作 工 （金属支承工）	上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。				
							全移動量 ℓ ※4	ℓ ≤ 300mm				± 2	
								ℓ > 300mm				± ℓ / 100	
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ コンクリート構造用				H ≤ 300mm	± 3
								H > 300mm				(H/200+3) 小数点以下切り捨て	
							普通寸法	普通寸法				鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403 -1995 CT14
												鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403 -1995 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405 -1991 粗級	
								ガス切断寸法				JIS B 0417 -1979 B 級	
							3	土木				2	12
厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5											
	20 < t ≤ 160	± 2.5%											
相対誤差	w, L, D ≤ 1000 mm	1											
	1000 mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000											

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木	2	12	1	1	工 場 製 作 工 （金属支承工）	上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 詳細は道路橋支承便覧参照				
							全移動量 ℓ ※4	ℓ ≤ 300mm				± 2	
								ℓ > 300mm				± ℓ / 100	
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ コンクリート構造用				H ≤ 300mm	± 3
								H > 300mm				(H/200+3) 小数点以下切り捨て	
							普通寸法	普通寸法				鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403 -1995 CT14
												鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403 -1995 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405 -1991 粗級	
								ガス切断寸法				JIS B 0417 -1979 B 級	
							3	土木				2	12
厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5											
	20 < t ≤ 160	± 2.5%											
相対誤差	w, L, D ≤ 1000 mm	1											
	1000 mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000											

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							盛土法長ℓ	ℓ < 5m	-100		
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%		
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-2%		
					延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3	土	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%		
							厚さt	t < 5cm	-10		
								t ≥ 5cm	-20		
				延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							盛土法長ℓ	ℓ < 5m	-100		
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%		
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-2%		
					延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3	土	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							法長ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%		
							厚さt	t < 5cm	-10		
								t ≥ 5cm	-20		
				延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 ※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。			
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100				
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10				
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20				
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
						延 長 L		-200				
						高 さ h		-30				
						枠 中 心 間 隔		± 100				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 ※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。			
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100				
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10				
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20				
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
						延 長 L		-200				
						高 さ h		-30				
						枠 中 心 間 隔		± 100				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。 枠延長 100mにつき 1 箇所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 ※施工延長での測定が困難な場合 は、200m²につき 1 箇所の割合で測 定する。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。		曲線部は設計図 書による
								$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30				
							高 さ h	-30				
							枠中心間隔 a	±100				
							延長 (枠長) L	-200				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 ケ所。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。 枠延長 100mにつき 1 ケ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ケ所。 ※施工延長での測定が困難な場合 は、200m²につき 1 ケ所の割合で測 定する。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。		曲線部は設計図 書による
								$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30				
							高 さ h	-30				
							枠中心間隔 a	±100				
							延長 (枠長) L	-200				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木 工事 共通 編	2	15	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 ※舗装に接する場合は規準高は±30 とする。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
3	土木 工事 共通 編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

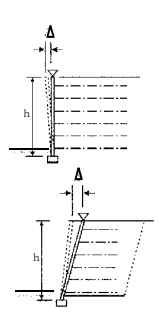
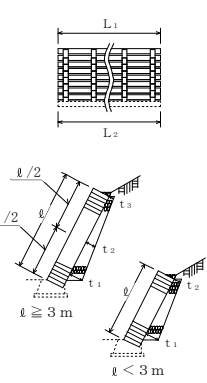
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木 工事 共通 編	2	15	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50 m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ 所。 ※舗装に接する場合は規準高は±30 とす る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
3	土木 工事 共通 編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50 m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ 所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。		

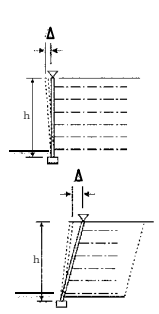
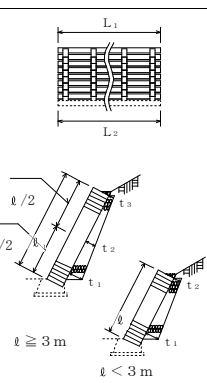
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03\text{h}$ かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延 長 L	-200	1 施工箇所毎									
3	2	15	4	4	井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						法 長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t_1, t_2, t_3	-50				
延 長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎									

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03\text{h}$ かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延 長 L	-200	1 施工箇所毎									
3	2	15	4	4	井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。			
						法 長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t_1, t_2, t_3	-50				
延 長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎									

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下				+400以下
3	2	18	2	2	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20				1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。
上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										

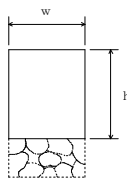
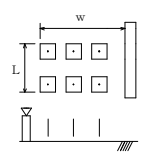
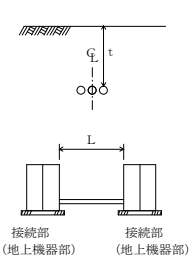
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下				+400以下
3	2	18	2	2	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20				1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。
上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										

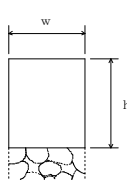
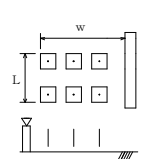
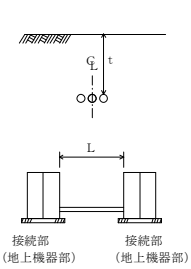
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
6 河川 編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河川 編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

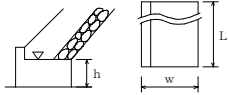
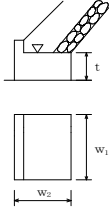
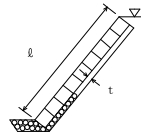
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
6 河川 編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河川 編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

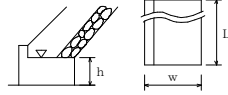
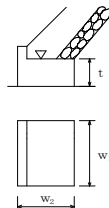
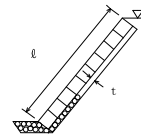
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	5	護岸 基礎工	場所打 コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
							幅 w	-30				
							高 さ h	-30				
							延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	5	護岸 基礎工	海岸コンクリート ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で 測定。基準高、延長は施工延長 40m (測 点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇 所、延長 40m (又は 50m) 以下のもの は 1 施工箇所につき 2 箇所。			
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w_1	-20				
							ブロック横幅 w_2	-20				
							延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	6	護岸 工	海岸コンクリート ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定する測点の 管理方法を用いることができる。			
							法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$				-100
								$\ell \geq 5\text{m}$				$\ell \times (-2\%)$
							厚 さ t	-50				
							延 長 L	-200				

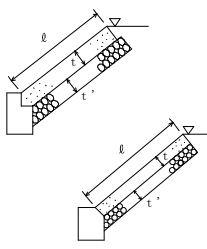
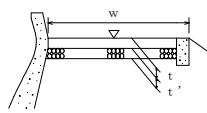
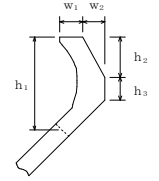
改訂【R4.10】

単位：mm

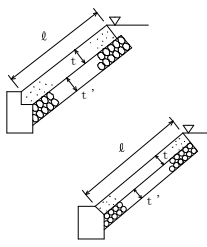
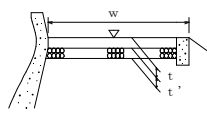
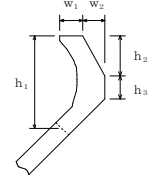
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	5	護岸 基礎工	場所打 コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。			
							幅 w	-30				
							高 さ h	-30				
							延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	5	護岸 基礎工	海岸コンクリート ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で 測定。基準高、延長は施工延長 40m (測 点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇 所、延長 40m (又は 50m) 以下のもの は 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w_1	-20				
							ブロック横幅 w_2	-20				
							延 長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	6	護岸 工	海岸コンクリート ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定する測点の管理方法 を用いることができる。			
							法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$				-100
								$\ell \geq 5\text{m}$				$\ell \times (-2\%)$
							厚 さ t	-50				
							延 長 L	-200				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
延 長 L	-200										
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高 さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延 長 L	-200				

改訂【R4.10】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 mm	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
延 長 L	-200										
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高 さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延 長 L	-200				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に1箇所コアを採取して測定。			
						幅	-25	—				

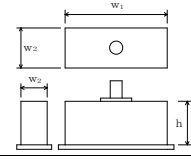
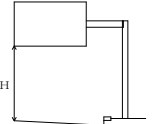
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に1箇所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	-25	—				

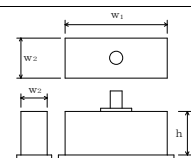
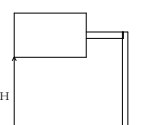
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1 箇所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1ヶ所 / 1踏掛版			
						各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所 / 1踏掛版			
						各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所 / 1踏掛版			
						(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20			全数
						厚 さ	—				
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20			全数
ア ン カ ー 長	± 20	全数									
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎			
						高 さ h	-30				
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1基			

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200				1ヶ所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1ヶ所 / 1踏掛版			
						各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所 / 1踏掛版			
						各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所 / 1踏掛版			
						(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20			全数
						厚 さ	—				
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20			全数
ア ン カ ー 長	± 20	全数									
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎			
						高 さ h	-30				
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1基			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値				
						計 画 高	+10~-20			
平 面 位 置	±20									
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下									

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						(次頁に続く)				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 つ た 2 隅 で 計 測。</p>		
							平 面 位 置	±20			
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行) 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の变位	±50			
						支 承 部 アンカーボルトの 箱抜き規格値				
計 画 高	+10~-20									
平 面 位 置	±20									
ア ン ー カ ー ボルト孔の 鉛直度	1/50 以下									

改訂【R4.10】

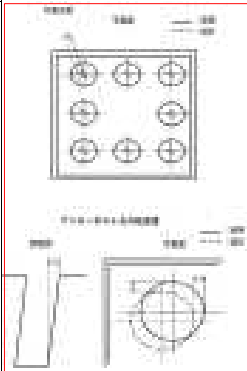
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の变位	±50			
						支 承 部 アンカーボルトの 箱抜き規格値				

(次頁に続く)

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高 平 面 位 置 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	+10~-20 ±20 1/50 以下	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 咨 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 つ た 2 隅 で 計 測。		

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)構造物 工編(試行)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1	-20				
						敷 幅 w_2	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン ー カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
ア ン ー カ ー 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下										
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。			
						幅 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-50				

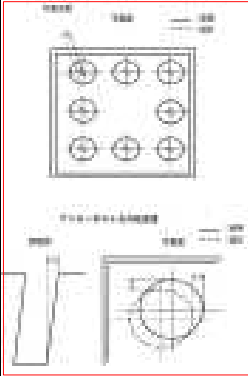
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)」で 規定する出来形計測性能を有する機器 を用いることができる。(アンカーボルト 孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施すること ができる。					
						厚 さ t	-20						
						天 端 幅 w_1	-20						
						敷 幅 w_2	-20						
						高 さ h	-50						
						長 さ l_1	-20						
						橋脚中心間距離 l	± 30						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50						
						(次頁に続く)							

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 咨 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 つ た 2 隅 で 計 測。</p>		
							平 面 位 置	±20			
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
						中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150			
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-30			

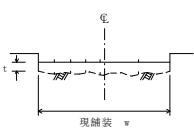
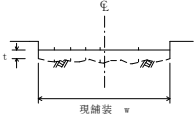
改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
						中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150			
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-30			

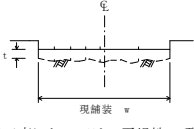
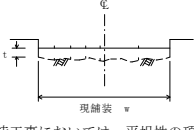
現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均値			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所/割とし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路 上 再 生 工	厚さ t	-30		幅は延長 40m 毎に 1 箇所/割で測定。厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均値			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所/割とし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標準較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は 1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は 40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所/割とし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				

現行【R3.10】

前頁 10-14-4-7 参照

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路 上 再 生 工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 40m 毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	農 業 農 村 備 工 事 備 編	2	3	1	表土扱い	厚 さ (T)	- 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)			
		3	1	基盤造成 表土整地	基 準 高 (V)	± 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)		1 基準高は 基盤面の高 さとする。 2 均平度は 表土埋戻後 に測定する		
					均 平 度 (◇)	± 50					
		3	1	畦畔復旧	幅 (B)	- 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の 割合で測定する。施工延長を示さない 場合は、1耕区につき1箇所の割合で 測定する。				
					高 さ (H)	- 50					
		3	4	暗渠排水工	吸水渠	布 設 深 (H)	- 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m 以上のときは、中間点を加えた3箇所 を測定する。			
						間 隔 (B)	± 750				
						延 長 L	500m未満				- 1000
							500m以上				- 0.2%
		3	4	暗渠排水工	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布 設 深 (H)	- 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の 割合で測定する。			
						延 長 L	500m未満				- 1000
500m以上	- 0.2%										

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 農 村 備 工 事 備 編	2	3	1	表土扱い	厚 さ (T)	- 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)		
		3	1	基盤造成 表土整地	基 準 高 (V)	± 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)		1 基準高は 基盤面の高 さとする。 2 均平度は 表土埋戻後 に測定する	
					均 平 度 (◇)	± 50				
		3	1	基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高格差 (平均値)	± 50	1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。			
					標高格差 (個々の計測値)	± 150				

現行【R3.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
11	農 業 農 村 整 備 編	管 水 路 工 事	8	5	管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ (H) の管理は、 $V2V1$ で算出するものとする。							
						高 さ (H)	± 30										
						6	管 体 工				管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) R C 管	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合	± 30 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		V の測定は管底 (V1) を原則とし、測定時期は埋戻し完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂 (V2) でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻し完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
												中心線のズレ (e)	± 100				
												ジョイント間隔 (z)	別表ア参照				
												延長 L	200m未満	- 200			
	200m以上	- 0.1%															
	2	3	管水路 (ダクトイール鉄管) K形、T形、U形	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合			± 30 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高 (V) は、 $V1$ 、 $V2$ のいずれか一方を測定し管理する。							
				中心線のズレ (e)	± 100												
				ジョイント間隔 (z)	別表イ及びウ参照												
				延長 L	200m未満	- 200											
					200m以上	- 0.1%											
2				2	(強化プラスチック複合管) B形、T形、C形	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合	± 30 ± 50			基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		基準高 (V) は、 $V1$ 、 $V2$ のいずれか一方を測定し管理する。				
	中心線のズレ (e)	± 100															
	ジョイント間隔 (z)	別表イ及びウ参照															
	延長 L	200m未満	- 200														
		200m以上	- 0.1%														

改訂【R4.10】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
11	農 業 農 村 整 備 編	管 水 路 工 事	8	5	管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ (H) の管理は、 $V2V1$ で算出するものとする。							
						高 さ (H)	± 30										
						6	管 体 工				管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) R C 管	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合	± 30 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		V の測定は管底 (V1) を原則とし、測定時期は埋戻し完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂 (V2) でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻し完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
												中心線のズレ (e)	± 100				
												ジョイント間隔 (z)	別表ア参照				
												延長 L	200m未満	- 200			
	200m以上	- 0.1%															
	2	3	管水路 (ダクトイール鉄管) K形、T形、U形	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合			± 30 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高 (V) は、 $V1$ 、 $V2$ のいずれか一方を測定し管理する。							
				中心線のズレ (e)	± 100												
				ジョイント間隔 (z)	別表イ及びウ参照												
				延長 L	200m未満	- 200											
					200m以上	- 0.1%											
2				2	(強化プラスチック複合管) B形、T形、C形	基準高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合	± 30 ± 50			基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		基準高 (V) は、 $V1$ 、 $V2$ のいずれか一方を測定し管理する。				
	中心線のズレ (e)	± 100															
	ジョイント間隔 (z)	別表イ及びウ参照															
	延長 L	200m未満	- 200														
		200m以上	- 0.1%														

3. 写真管理

令和4年10月

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

写 真 管 理

(12) 写真管理における留意事項

写 真 管 理

(12) 写真管理における留意事項

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」(品質管理基準及び規格値)に示す工種番号と整合を取っている。
また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」(出来形管理基準及び規格値)に示す編章節と整合を取っている。

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

【第13編 漁港漁場編】				
章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5章 一般施工				
第3節 共通の工程	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-45
		グラブ浚渫		3-45
		硬土盤浚渫		3-45
		砕岩浚渫		3-45
		バックホウ浚渫		3-45
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-45
		敷砂		3-45
		敷砂均し		3-45
		載荷土砂		3-45
		ペーパードレン		3-45
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションバイブル		3-45
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-45
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-45
	5-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-45
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-45
		敷砂均し	第13編 3-3-6 圧密・排水工	3-45
	5-3-9 洗掘防止工			3-46
	5-3-10 中詰工			3-46
	5-3-11 蓋コンクリート工			3-46
	5-3-13 鋼矢板工			3-46
5-3-14 控工	腹起		3-46	
	タイ材		3-46	
5-3-15 鋼杭工			3-46	
5-3-16 コンクリート杭			3-46	
5-3-17 防食工		第13編 5-3-17防食工	3-49	
第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床堀工			3-45
		ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-45
		グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-45
		硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-45
		砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-45
		バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-45
	5-5-6 置換工			3-45
	5-5-7 圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-45
	5-5-8 締固工		第13編 5-3-7 締固工	3-45
5-5-9 固化工		第13編 5-3-8 固化工	3-45	
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-46
	5-6-4 基礎捨石工			3-47
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	3-48
基礎ブロック据付			3-48	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工			3-47
	5-7-3 ケーソン進水据付工			3-47
	5-7-4 中詰工		第13編 5-3-10中詰工	3-46
	5-7-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11蓋コンクリート工	3-46
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2 本体ブロック製作工			3-48
	5-8-3 本体ブロック据付工			3-48
	5-8-4 中詰工		第13編 5-3-10中詰工	3-46
	5-8-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11蓋コンクリート工	3-11

改訂(R4.10)

【第13編 漁港漁場編】				
章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5章 一般施工				
第3節 共通の工程	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-52
		グラブ浚渫		3-52
		硬土盤浚渫		3-52
		砕岩浚渫		3-52
		バックホウ浚渫		3-52
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-52
		敷砂		3-52
		敷砂均し		3-52
		載荷土砂		3-52
		ペーパードレン		3-52
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションバイブル		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 3-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-9 洗掘防止工			3-53
	5-3-10 中詰工			3-53
	5-3-11 蓋コンクリート工			3-53
	5-3-13 鋼矢板工			3-53
5-3-14 控工		腹起		3-53
5-3-15 鋼杭工		タイ材		3-53
	5-3-16 コンクリート杭			3-53
5-3-17 防食工			第13編 5-3-17防食工	3-56
第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床堀工			3-52
		ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
	5-5-6 置換工			3-52
	5-5-7 圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-5-8 締固工		第13編 5-3-7 締固工	3-52
5-5-9 固化工		第13編 5-3-8 固化工	3-52	
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53
	5-6-4 基礎捨石工			3-54
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36
基礎ブロック据付		第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工			3-54
	5-7-3 ケーソン進水据付工			3-54
	5-7-4 中詰工		第13編 5-3-10中詰工	3-53
	5-7-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11蓋コンクリート工	3-53
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2 本体ブロック製作工			3-55
	5-8-3 本体ブロック据付工			3-55
	5-8-4 中詰工		第13編 5-3-10中詰工	3-53
	5-8-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11蓋コンクリート工	3-53

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

【第13編 漁港漁場編】				
章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 本体内(捨石・捨ブロック式)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-46
	5-10-3 本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	3-47
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-6-6 基礎ブロック工	3-48 3-48
第11節 本体内(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	3-46
	5-11-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-46
第12節 本体内(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工			3-46
	5-12-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-46
第13節 本体内(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	3-46
第14節 本体内(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	3-46
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工			3-47
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	3-48 3-48
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工 第13編 5-15-4 被覆ブロック工	3-48 3-48
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工			3-48
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作 上部ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	3-48 3-48
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			3-49
	5-17-3 防舷材工			3-49
	5-17-4 車止・縁金物工			3-49
	5-17-5 防食工		第13編 5-3-17 防食工	3-50
第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-46
	5-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付		3-48 3-48
第19節 表込・裏埋工	5-19-2 裏込工			3-49
	5-19-4 裏埋工			3-49
第20節 維持補修工	5-20-3 防食工		第13編 5-3-17 防食工	3-49
第21節 仮設工	5-21-2 仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-46
	5-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-46
第25節 魚礁工	5-25-2 単体魚礁製作工			3-50
	5-25-4 魚礁沈設工			3-50
	5-25-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		3-50
		鋼製部材組立		3-50
		科学系(FRP等)部材組立		3-51
		現場鋼材溶接		3-51
第26節 着定基質工	5-26-2 着定基質製作工			3-51
	5-26-3 着定基質組立工		5-25-3 組立魚礁組立工	3-51
	5-26-4 着定基質設置工			3-51
	5-26-5 石材投入工			3-51

改訂(R4.10)

【第13編 漁港漁場編】				
章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 本体内(捨石・捨ブロック式)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53
	5-10-3 本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	3-54
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工 第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
第11節 本体内(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	3-53
	5-11-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-53
第12節 本体内(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工			3-53
	5-12-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-53
第13節 本体内(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	3-53
第14節 本体内(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	3-53
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工			3-54
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工 第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工 第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工			3-56
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作 上部ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工 第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			3-56
	5-17-3 防舷材工			3-56
	5-17-4 車止・縁金物工			3-56
	5-17-5 防食工		第13編 5-3-17 防食工	3-56
第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53
	5-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工 第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
第19節 表込・裏埋工	5-19-2 裏込工			3-56
	5-19-4 裏埋工			3-56
第20節 維持補修工	5-20-3 防食工		第13編 5-3-17 防食工	3-56
第21節 仮設工	5-21-2 仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-53
	5-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-53
第25節 魚礁工	5-25-2 単体魚礁製作工			3-57
	5-25-4 魚礁沈設工			3-57
	5-25-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		3-57
		鋼製部材組立		3-57
		科学系(FRP等)部材組立		3-58
第26節 着定基質工	5-26-2 着定基質製作工			3-58
	5-26-3 着定基質組立工		5-25-3 組立魚礁組立工	3-58
	5-26-4 着定基質設置工			3-58
	5-26-5 石材投入工			3-58

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【新設】

【品質管理】

番号	工種	準用する写真管理基準	頁
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)		3-62
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)		3-62
5	ガス圧接		3-62
7	既製杭工		3-62
11	下層路盤		3-62
12	上層路盤		3-62
13	アスファルト安定処理路盤		3-63
14	セメント安定処理路盤(施工)		3-63
15	アスファルト舗装(プラント)		3-63
15	アスファルト舗装(舗設現場)		3-63
16	転圧コンクリート(施工)		3-63
17	ゲースアスファルト舗装(プラント)		3-63
17	ゲースアスファルト舗装(舗設現場)		3-63
18	路床安定処理工		3-63
19	表層安定処理工(表層混合処理)		3-64
20	固結工		3-64
21	アンカー工		3-64
22	補強土壁工		3-64
23	吹付工(施工)		3-64
24	現場吹付法砕工		3-64
25,26	河川・海岸土工(施工)		3-64
27	砂防土工		3-64
28	道路土工(施工)		3-65
29	捨石工		3-65
30	コンクリートダム(材料)		3-65
	コンクリートダム(施工)		3-66
31	覆工コンクリート(NATM)		3-66
32	吹付けコンクリート(NATM)		3-66
33	ロックボルト(NATM)		3-66
34	路上再生路盤工(材料)		3-66
34	路上再生路盤工(施工)		3-66
35	路上表層再生工(材料)		3-67
	路上表層再生工(施工)		3-67
36	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)		3-67
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)		3-67
37	プラント再生舗装工(プラント)		3-67
	プラント再生舗装工(舗設現場)		3-67
38	ガス切断工		3-67
39	溶接工		3-67
40	工場製作工		3-68
44	中層混合処理		3-68

3. 写真管理 新旧対照表

現行 (R3.10)

改訂 (R4.10)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・海岸 土工・砂防 土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・海岸 土工・砂防 土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・海岸 土工・砂防 土工	3		盛土工	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・海岸 土工・砂防 土工	3		盛土工		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	
			6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	
		4 道路 土工	2		掘削工	土質等の判別 法長	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	
			6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	
		4 道路 土工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれか で撮影する。	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよう に撮影

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第1編 共通編】

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛士の締 固め管理要領」における「締 固め層厚分布図」を提出する 場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛士の締 固め管理要領」における「締 固め層厚分布図」を提出する 場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕	

※右のいずれか
で撮影する。

「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよう に撮影
「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計 測技術(面管理の場合)にお ける空中写真測量(UAV)およ び地上写真測量」に基づき写 真測量に用いた画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることができる。	

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
					2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 〔施工中〕
							転圧状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕
							厚さ		各層毎200mに1回 〔修正後〕
							幅		各層毎80mに1回 〔修正後〕
					3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 〔施工中〕
転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								
厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 〔施工中〕
							転圧状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕
							厚さ		各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
							幅		各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
					3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 〔施工中〕
転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								
厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不 要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
						転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
				5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】		
						タックコート	各層毎に1回 【散布時】		
						プライムコート	各層毎80mに1回 【修正後】		
	6	アスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】					
			タックコート	各層毎に1回 【散布時】					
			平坦性	1工事1回【実施中】					
	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】				
				転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】				
				厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】				
幅				各層毎80mに1回 【修正後】					
8				2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
	厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】							
幅	各層毎80mに1回 【修正後】								

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
						転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
				5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】		
						タックコート	各層毎に1回 【散布時】		
						プライムコート	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
	6	アスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】					
			タックコート	各層毎に1回 【散布時】					
			平坦性	1工事1回【実施中】					
	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】				
				転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】				
				厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				
幅				各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】					
8				2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
	厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】							
幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】								

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	6	8	3 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】			
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】			
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要			
								幅		各層毎80mに1回 【修正後】	
								4 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】
										転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】
										厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】
										幅	各層毎80mに1回 【修正後】
								5 半たわみ性舗装工 (基層工)		整正状況	400mに1回 【修正後】
										タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】
								6 半たわみ性舗装工 (表層工)		整正状況	400mに1回 【修正後】
										タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】
		浸透性ミルク注入状況	400mに1回 【注入時】								
		平坦性	1工事1回 【実施中】								
		9 1 排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】							
			転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】							
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】							
			幅	各層毎80mに1回 【修正後】							

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	6	8	3 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】			
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】			
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】			
								幅		各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
								4 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】
										転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】
										厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】
										幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】
								5 半たわみ性舗装工 (基層工)		整正状況	400mに1回 【修正後】
										タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】
								6 半たわみ性舗装工 (表層工)		整正状況	400mに1回 【修正後】
										タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】
		浸透性ミルク注入状況	400mに1回 【注入時】								
		平坦性	1工事1回 【実施中】								
		9 1 排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】							
			転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】							
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】							
			幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】							

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	土木工事共通編	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					5	排水性舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回 【修正後】	
タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】								
6	排水性舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回 【修正後】						
		タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】						
		平坦性	1工事1回 【実施中】						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	土木工事共通編	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
					3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
					4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
					5	排水性舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回 【修正後】	
タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】								
6	排水性舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回 【修正後】						
		タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】						
		平坦性	1工事1回 【実施中】						

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	土木工事共通編	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】		
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
					2	透水性舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 【修正後】		
							タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
							平坦性	1工事1回 【実施中】		
					11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
						2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】	
								タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
平坦性	1工事1回 【実施中】									
3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】							
		タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】							
		平坦性	1工事1回 【実施中】							
12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】						
			転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】						
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】						
			幅	各層毎80mに1回 【修正後】						

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	土木工事共通編	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
					2	透水性舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 【修正後】		
							タックコート、プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
							平坦性	1工事1回 【実施中】		
					11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】	
						2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】	
								タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
平坦性	1工事1回 【実施中】									
3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】							
		タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】							
		平坦性	1工事1回 【実施中】							
12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】						
			転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】						
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】						
			幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】						

3. 写真管理 新旧対照表

現行 (R3.10)

改訂 (R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	土木工事共通編	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 【修正後】	
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】	
					5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
							スリッパー タイバー寸法 位置	80mに1回 【据付後】	
							鉄網寸法 位置	80mに1回 【据付後】	
							平坦性	1工事1回【実施中】	
厚さ	各層毎200mに1回 【型枠据付後】								
目地段差	1工事に1回								

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	土木工事共通編	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回【修正後】	
					3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
							転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】	
							厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回【修正後】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回【修正後】	
					4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 【修正後】	
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
							幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回【修正後】	
					5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	
							スリッパー タイバー寸法 位置	80mに1回 【据付後】	
					5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	鉄網寸法 位置	80mに1回 【据付後】	
							平坦性	1工事1回【実施中】	
厚さ	各層毎200mに1回 【型枠据付後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回【修正後】								
		目地段差	1工事に1回						

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
							7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
							8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 【修正後】								
	タックコート	各層毎に1回 【散布時】									
	プライムコート	各層毎80mに1回 【修正後】									

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	各層毎200mに1回 【型枠据付後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
							7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
							8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	
								転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
								厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
								幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 【修正後】								
	タックコート	各層毎に1回 【散布時】									
	プライムコート	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】									

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
				11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部、縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕	
13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
			転圧状況					
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
				11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部、縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
			転圧状況					
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕				
				4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						敷均し厚さ	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								
14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
			転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
			厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					
			敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
			転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								
2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
		転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
		厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						敷均し厚さ	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								
5	薄層カラー舗装工 (基層工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
		転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
		厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕						
		敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
		転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
		転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
		厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕						
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
						転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】			
					4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 【施工中】
							転圧状況		各層毎400mに1回 【修正後】
				幅			各層毎80mに1回 【修正後】		
				5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
				15	路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 【施工後】		
				16	舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所 に1回 【施工後】		
				17	オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 【施工後】		
						タックコート	各層毎に1回 【散布時】		
						修正状況	400mに1回 【施工後】		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】		
						転圧状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】			
					4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 【施工中】
							転圧状況		各層毎400mに1回 【修正後】
				幅			各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
				5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 【修正後】		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
				15	路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 【施工後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
				16	舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所 に1回 【施工後】		
				17	オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 【施工後】		
						タックコート	各層毎に1回 【散布時】		
						修正状況	400mに1回 【施工後】		

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 〔打込後〕	
					深度	1施工箇所につき1回 〔打込前後〕		
				2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ	1,000m3～4,000m3につき 1回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
				2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
			6	アンカー工	削孔深さ	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕		
					配置誤差	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
15 擁壁 工	1	場所打擁壁工		裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕			
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕			
			2	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕		

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 〔打込後〕	
					深度	1施工箇所につき1回 〔打込前後〕	ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
				2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ	1,000m3～4,000m3につき 1回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。
				2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
			6	アンカー工	削孔深さ	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕		
					配置誤差	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
15 擁壁 工	1	場所打擁壁工		裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工中〕		
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕		
			2	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕		

3. 写真管理 新旧対照表

現行 (R3.10)

改訂 (R4.10)

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所 〔施工後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 (型枠取外し後)	
						7 RC 橋脚工	9	
				2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 (型枠取外し後)	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
						7 RC 橋脚工	9	
				2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業 農村 整備 編	2 ほ 場 整 備 工 事	3 整 地 工			基盤造成 表土整地	基盤面 表土埋戻後	おおむね10a当たり1箇所	
					管体基礎工 (砂基礎及び埋戻等)	基礎 埋戻等の厚さ 幅 まき出し 締固め状況等	施工延長おおむね50～100m につき1箇所、上記未滿は 2箇所	

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業 農村 整備 編	2 ほ 場 整 備 工 事	3 整 地 工			基盤造成 表土整地	基盤面 表土埋戻後	おおむね10a当たり1箇所 ただし、「情報化施工技術 の活用ガイドライン」による 断面管理の場合は、1工 事につき1回、面管理の場 合は計測ごとに1回とする。	
					管体基礎工 (砂基礎及び埋戻等)	基礎 埋戻等の厚さ 幅 まき出し 締固め状況等	施工延長おおむね50～100m につき1箇所、上記未滿は 2箇所 ただし、「情報化施工技術 の活用ガイドライン」による 断面管理の場合は、1工 事につき1回とする。	

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
12 森 林 土 木 編	3 溪 間 工 事				コンクリートダム本体工 コンクリート副ダム工	打継目処理 打込・養生	リフト毎1回 [施工中]	
						出来形 (幅・延長・挿筋 本数)		
						止 水 (止水板の位置・ 型枠・目地材設 置状況)	設置箇所毎1回 [施工中]	
						水 抜 (寸法・取付位 置)	設置箇所毎1回 [取付後]	
						天端幅・堤幅・ 水通し幅・堤長	測定箇所毎に1回 [施工後]	

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
12 森 林 土 木 編	3 溪 間 工 事				コンクリートダム本体工 コンクリート副ダム工	打継目処理 打込・養生	リフト毎1回 [施工中]	
						出来形 (幅・延長・挿筋 本数)		
						止 水 (止水板の位置・ 型枠・目地材設 置状況)	設置箇所毎1回 [施工中]	
						水 抜 (寸法・取付位 置)	設置箇所毎1回 [取付後]	
						天端幅・堤幅・ 水通し幅・堤長	測定箇所毎に1回 [施工後]	
	法 長	上下流各2箇所毎に1回 [ダム完成後]						

3. 写真管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート(転圧 コンクリート・コンクリートダ ム・覆工コンクリート・吹付 けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		テストハンマーによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた 時 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート(転圧 コンクリート・コンクリートダ ム・覆工コンクリート・吹付 けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)構造物工編(試行)」に より施工完了時の状況(全周)の提出に よりひび割れ調査写真を代替すること ができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認めら れた時 [試験実施中]	

4. 品質管理

令和4年10月

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。
 ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適
 当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。
 ※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」はP4-6~7を参照

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

- 1) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)
 - (公財)大分県建設技術センター TEL 097-556-2982
 - ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断した場合は「(9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強
 度)の流れ」による。
 - 「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県
 建設技術センターを補完する試験場として指定された機関
 (平成29年度指定機関)
 - 大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315
 - 大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311
 - 大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226
 - 大分工業高等専門学校 地域共創テクノセンター TEL 097-552-6450

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。
 ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適
 当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。
 ※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」はP4-6~7を参照

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

- 1) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)
 - (公財)大分県建設技術センター TEL 097-556-2982
 - ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断した場合は「(9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強
 度)の流れ」による。
 - 「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県
 建設技術センターを補完する試験場として指定された機関
 (令和3年度指定機関)
 - 大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315
 - 大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311
 - 大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

目次

- 7 既製杭工 4-10
- 8 下層路盤 4-11

- 33 排水性舗装工・透水性舗装工 4-27
- 34 簡易舗装工 4-27
- 35 プラント再生舗装工 4-28

目次

- 7 既製杭工 4-11
- 8 基礎工 4-12
- 9 現場杭工 4-12
- 10 既製杭工(中堀杭工コンクリート打設方式) 4-12
- 11 下層路盤 4-12

- 36 排水性舗装工・透水性舗装工 4-28
- 37 プラント再生舗装工 4-28

公的試験機関及び補完する試験機関の試験項目

	コンクリート試験	骨材試験	土質試験	アスファルト試験	骨材試験	備 考
	(圧縮・曲げ強度)	(ふるい分け・修正CBR等)	(土の締固め・CBR等)	(密度・73.7℃量抽出・粒度 分析・ δ - δ 13/13C)	(骨質汚染引張・炭素含有引 張・炭素含有曲げ)	
(公財)大分県建設技術センター	○	○	○	○	○	
大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター	○	○				
大分工業高等専門学校 地域共創テクノセンター	○					
大分県砕石協同組合 共同試験所		○				
タナベ環境工学株式会社 土質試験室		○				
株式会社ソイルテック 土質試験室		○				

公的試験機関及び補完する試験機関の試験項目

	コンクリート試験	骨材試験	土質試験	アスファルト試験	骨材試験	備 考
	(圧縮・曲げ強度)	(ふるい分け・修正CBR等)	(土の締固め・CBR等)	(密度・73.7℃量抽出・粒度 分析・ δ - δ 13/13C)	(骨質汚染引張・炭素含有引 張・炭素含有曲げ)	
(公財)大分県建設技術センター	○	○	○	○	○	
大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター	○	○				
大分県砕石協同組合 共同試験所		○				
タナベ環境工学株式会社 土質試験室		○				
株式会社ソイルテック 土質試験室		○				

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)

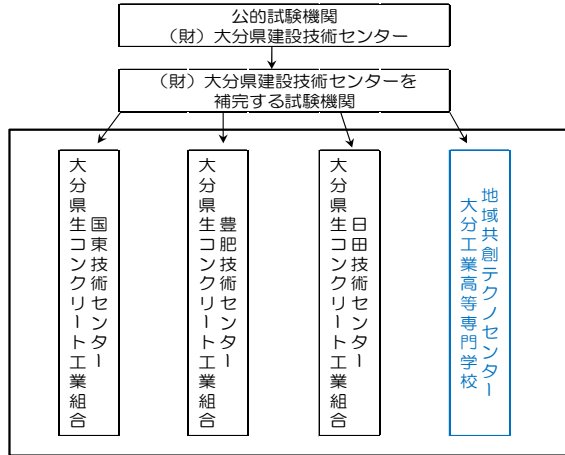
改訂(R4.10)

(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として（財）大分県建設技術センターとする。
ただし、（財）大分県建設技術センター以外の試験機関（（財）大分県建設技術センターを補完する試験機関）での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）

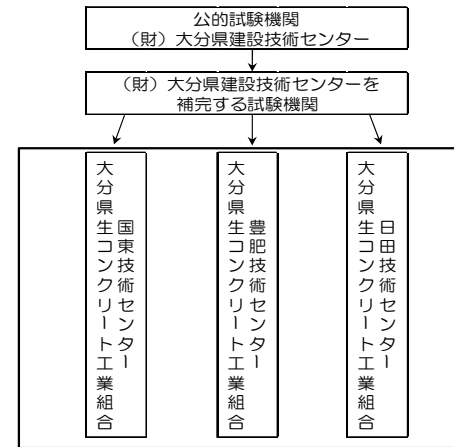


(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として（財）大分県建設技術センターとする。
ただし、（財）大分県建設技術センター以外の試験機関（（財）大分県建設技術センターを補完する試験機関）での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）



4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)

改訂(R4.10)

2 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける試験項目一覧

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	
コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回 ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度	4-9	
		必須	コンクリートの曲げ強度試験	σ28の強度試験 コンクリート舗装(転圧コンクリート)の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)	4-9	
	施工後試験	その他	コアによる強度試験	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)	4-9	
転圧コンクリート	材料	必須	コンクリートの曲げ強度試験	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)	4-14	
コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロックリフト当り1回行う。 なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトのコンクリート量500m3以上の場合1ブロックリフト当り2回行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回行う。	4-23	
鋼材	ガス圧接	施工前試験	必須	鉄筋溶接引張試験	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施	4-10
	鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼抜き取り試験	母材引張試験、母材曲げ試験 監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について抜き取りを行い、引張試験、曲げ試験を実施(注2)	
舗装	舗装現場	材料	必須	骨材のふるい分け試験	4-12	
			必須	骨材の密度及び吸水率試験	4-14	
			必須	骨材中の粘土塊量の試験(注5)	4-27	
舗装	舗装現場	施工前試験	必須	粗骨材の形状試験(注5)	4-12	
			必須	ホイルトラッキング試験(注6.7)	4-15	
			必須	耐流動性アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物を使用する場合に適用 1工事につき1回(複数層に上記混合物を使用する場合は各層毎) 施工前に作成した3個のホイルトラッキング試験用供試体により試験を実施する。	4-27	
舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定(注8)	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1個とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-13	
			現場密度の測定(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-15	
			現場密度の測定(注8)	・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-27	
舗装	舗装現場	必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-28	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1個とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-14	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-16	

2 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける試験項目一覧

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	
コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回 ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度	4-10	
		必須	コンクリートの曲げ強度試験	σ28の強度試験 コンクリート舗装(転圧コンクリート)の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)	4-10	
	施工後試験	その他	コアによる強度試験	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)	4-10	
転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)	4-15	
コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロックリフト当り1回行う。 なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトのコンクリート量500m3以上の場合1ブロックリフト当り2回行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回行う。	4-24	
鋼材	ガス圧接	施工前試験	必須	鉄筋溶接引張試験	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施	4-11
	鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼抜き取り試験	母材引張試験、母材曲げ試験 監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、引張試験、曲げ試験を行わせる。(注2)	4-11
舗装	舗装現場	材料	必須	骨材のふるい分け試験	4-13	
			必須	骨材の密度及び吸水率試験	4-15	
			必須	骨材中の粘土塊量の試験(注5)	4-28	
舗装	舗装現場	施工前試験	必須	粗骨材の形状試験(注5)	4-12	
			必須	ホイルトラッキング試験(注6.7)	4-16	
			必須	耐流動性アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物を使用する場合に適用 1工事につき1回(複数層に上記混合物を使用する場合は各層毎) 施工前に作成した3個のホイルトラッキング試験用供試体により試験を実施する。	4-29	
舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定(注8)	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1個とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-14	
			現場密度の測定(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-16	
			現場密度の測定(注8)	・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-28	
舗装	舗装現場	必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-29	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1個とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-14	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-16	

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)							改訂(R4.10)										
品質管理基準及び規格値							品質管理基準及び規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下工(ただしいずれの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下工(ただしいずれの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要綱(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
6	鉄筋工	材料	必須 鉄筋コンクリート用棒鋼 抜き取り試験	工事に使用する材料及び製品の検取について(平成13年1月30日付け企検第1882号)JIS Z 2241 JIS Z 2248	JIS G 3112 に規定される機械的性質を満足すること。	監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について抜き取りを行い、公的試験機関において引張試験、曲げ試験を行わせるものとする。 原則として公的試験機関で実施	抜き取り本数は鉄筋の種類(径、規格)ごとに3本を標準とする。 公的試験機関の試験成績表提出。	公	6	鉄筋工	材料	必須 鉄筋コンクリート用棒鋼 抜き取り試験	工事に使用する材料及び製品の検取について(平成18年3月31日付け工検第441号)JIS Z 2241 JIS Z 2248	JIS G 3112 に規定される機械的性質を満足すること。	監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、公的試験機関で引張試験、曲げ試験を行わせるものとする。	抜き取り本数は鉄筋の種類(径、規格)ごとに3本を標準とする。 公的試験機関の試験成績表提出。	公
					【新規】				8	基礎工	施工	必須 支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オー方駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	
					【新規】				9	場所杭工	施工	必須 孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
					【新規】				10	既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須 孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)							改訂(R4.10)												
品質管理基準及び規格値							品質管理基準及び規格値												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
12	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	密度 X1.2:基準密度の 94%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 96%以上 X10 : " 96%以上 歩道箇所:設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関での試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関での試験を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 	公	15	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	密度 X1.2:基準密度の 94%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 96%以上 X10 : " 96%以上 歩道箇所:設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関での試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関での試験を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 	公
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	粒度(2.36mm) X1.2:基準粒度の±12.0%以内 X3 : " ± 7.0%以内 X6 : " ± 7.5%以内 X10 : " ± 8.0%以内 粒度(75μm) X1.2:基準粒度の± 5.0%以内 X3 : " ± 3.0%以内 X6 : " ± 3.5%以内 X10 : " ± 3.5%以内 アスファルト量 X1.2:基準粒度の± 0.9%以内 X3 : " ± 0.5%以内 X6 : " ± 0.5%以内 X10 : " ± 0.55%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 公的試験機関の試験成績表提出。 	公	アスファルト量抽出粒度分析試験					舗装調査・試験法便覧 G028	粒度(2.36mm) X1.2:基準粒度の±12.0%以内 X3 : " ± 7.0%以内 X6 : " ± 7.5%以内 X10 : " ± 8.0%以内 粒度(75μm) X1.2:基準粒度の± 5.0%以内 X3 : " ± 3.0%以内 X6 : " ± 3.5%以内 X10 : " ± 3.5%以内 アスファルト量 X1.2:基準粒度の± 0.9%以内 X3 : " ± 0.5%以内 X6 : " ± 0.5%以内 X10 : " ± 0.55%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・公的試験機関の試験成績表提出 ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 	公		
34	簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	下層路盤:10%以上 上層路盤:60%以上	施工前、材料変更時		○	【廃止】									
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	施工前、材料変更時		○										
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI:9以下 上層路盤 PI:4以下	施工前、材料変更時		○										
				一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013	上層路盤 セメント安定処理: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.45N/mm2(25kgf/cm2)以上。 石灰安定処理: 一軸圧縮強さ[10日間] 0.69N/mm2(7kgf/cm2)以上。	施工前、材料変更時	セメント、石灰安定処理に適用する。	○										
				アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○※										
				カットバックアスファルト	ASTM D 2027,2028	ASTM D 2027,2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○										

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34 簡易舗装工	施工	必須	現場密度の測定 路盤工	舗装調査・試験法便覧 G021	最大乾燥密度の93%以上 X10 95.0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.0%以上	1,000m2につき1孔、ただし1工事につき最低3孔	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	公
			現場密度の測定 表層工	舗装調査・試験法便覧 B008	基準密度の94%以上。 X10 96.0%以上 X6 96.0%以上 X3 96.5%以上	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施		
			粒度(2.36mmフルイ)	路盤:JIS A 1102 表層:舗装調査・試験法便覧 A003	路盤:2.36mmふるい:±15%以内 表層:2.36mmふるい:±12%以内	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施		
			粒度(75μmフルイ)	路盤:JIS A 1102 表層:舗装調査・試験法便覧 A003	路盤:75μmふるい:±6%以内 表層:75μmふるい:±4.5%以内	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト量(表層):±1.5%	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	瀝青安定処理表層に適用する。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			温度測定(敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。		

改訂(R4.10)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
					【廃止】			

4. 品質管理 新旧対照表

現行(R3.10)								改訂(R4.10)											
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
42 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		44 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。			
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191															
			テーブルフロー試験	JIS R 5201															
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216								土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
43 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~12秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		45 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			
			引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。						引き抜き試験(受入れ試験) 引き抜き試験(適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。				